

市議会議会局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

市議会議会局の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、加藤眞道委員及び石山満委員は除斥とした。

6 監査の結果

次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

ア 支出に関する事務

(ア) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、同報告書における事務所費の金額と事務所費の内訳を記載した政務活動費収支報告書別紙の金額が一致していないものがあつた。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

(イ) 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則によると、政務活動費を支出するときは、債権者から領収書を徴するものとされており、領収書を徴することが困難な場合は、支払確認書をもって領収書に代えることができるとされている。また、政務活動費運用マニュアルによると、支払方法等により領収書が発行されない場合は、口座引き落としにあっては、支払確認書に請求書等内容の分かる書類と通帳の該当部分の写しを添付することをもって領収書に代えることができるとされている。政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、口座引き落としにより支払った経費の支払確認書に請求書等内容の分かる書類の添付がなく、通帳の該当部分の写しのみが添付されているものがあつた。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

イ 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。議場デジタル時計購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務調査課)

ウ 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、受入物品価額が5万円を超える備品の管理に関し、備品整理簿を備え、出納保管の状況を明らかにしなければならないと

されている。市議会事務局総務課（当時）において、次の備品が不用となったため、会計課物品出納員に返納していたが、当該備品が備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
テレビ	0000038445	133,350円	2000年9月4日

（総務調査課）

(2) 意見

市議会事務局から市議会議会局への組織改正に伴い、横須賀市議会公印規程の改正が行われ、市議会の12種類の公印のうち4種類の公印について、令和3年4月1日から名称及び形式が変更されていたが、令和4年4月時点において変更後の公印を保有していなかった。今後における当該公印の使用頻度を勘案し、その取扱いを検討されたい。

（総務調査課）